



# 不適正輸出(家電由来廃棄物)対策

関東地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課

## 不適正輸出の概要

- 不用品回収業者
  - ✓ 家庭や事業所から排出される廃家電等を軽トラックで戸別回収したり、特定の場所を指定し持ち込ませたりして回収する業者。廃家電等は主にヤード業者へ売却。ほとんどが廃棄物処理法の許可を得ていない。
- ヤード業者
  - ✓ 海外への輸出を目的として、廃家電等の破壊、解体、保管、コンテナ詰め等を、周囲を鉄壁等で囲んだ作業場で行う業者。廃棄物処理業者、スクラップ業者であることも。不適正な処理が行われている。

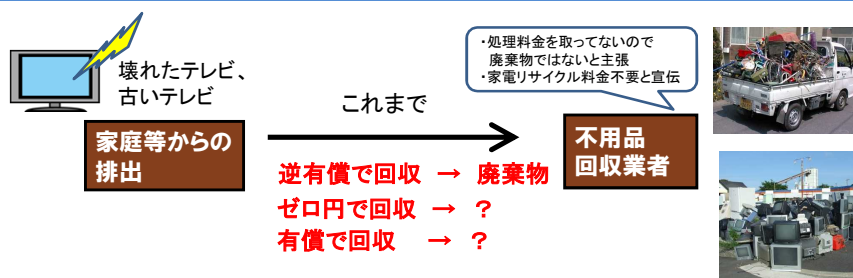


### 3月19日付け 使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について(通知)の概要

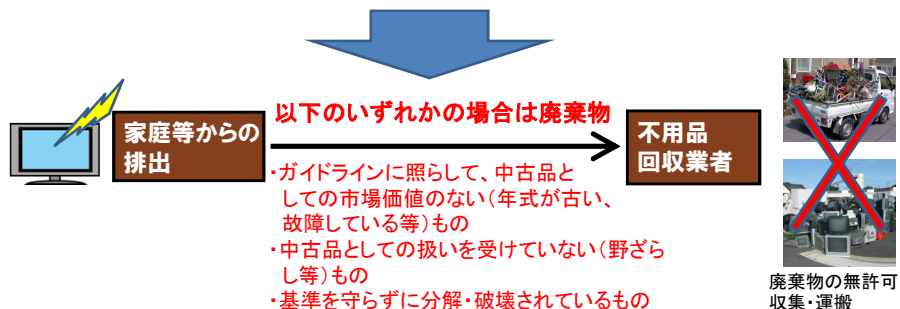
- ①無料で引き取られる場合又は買い取られる場合であっても、直ちに有価物と判断することはできず、それが再使用を目的とした経済合理性に基づいた適正な対価による有償譲渡であるか否かについて慎重な判断が必要。
- ②家電リサイクル法施行令第1条に定められる特定家庭用機器（洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、テレビ、エアコン）については、以下のとおり取り扱うことが適当。
- (1) **中古品としての市場性が認められない場合**（年式が古い、通電しない、破損、リコール対象製品等）、又は、**再使用の目的に適さない粗雑な取扱い**（雨天時の幌無しトラックによる収集、野外保管、乱雑な積上げ等）がなされている場合は、当該特定家庭用機器は**廃棄物に該当**。
  - (2) **廃棄物処理基準に適合しない方法による分解、破壊等の処分**がなされている場合は、脱法的な処分を目的としたものと判断されることから、当該使用済特定家庭用機器は、**廃棄物に該当**すること。
- ③**特定家庭用機器以外の使用済家電製品についても、総合的、積極的に廃棄物該当性を判断。**

3

### 廃棄物性の判断について（平成24年3月19日通知）



### 通知(平成24年3月19日)により廃棄物判断基準を明確化



4

## 不適正貨物輸出について（火災事例）

### 最近の港でのスクラップ火災事例

- 1 長崎県 福江島沖(積込港:豊橋、名古屋):9/19
- 2 兵庫県 尼崎港(スクラップ置き場):9/27
- 3 大阪府 泉大津沖合い:9/27
- 4 東京都 江東区青梅お台場ライナー埠頭:10/2
- 5 福岡県 箱崎港:10/4
- 6 関門海峡 (積込港:千葉):10/5
- 7 愛知県 豊橋港:10/9

以降も火災頻発

港以外、陸上のヤード業者でも  
火災が頻発している。



泉大津港にて  
焼け焦げたスクラップ  
家電の燃え残りも確認した。



泉大津沖 海上保安庁提供

5

## 今後の不適正輸出策について



不用品回収業者が集めた廃家電の輸出については、廃棄物処理法10条  
(廃棄物の無確認輸出の禁止)違反として、国が指導・取締りを行う。

6

## 不用品回収業者対策について(警察捜査事例)

NHKニュース 平成25年2月18日

「無料回収」をうたい、使用済みの家電製品を無許可で回収していたとして、岐阜県警察本部は、廃棄物処理法違反の疑いで岐阜市の業者を捜索しました。

使用済みの家電製品を巡っては、国が去年、取締りを強化していて、こうした業者が強制捜査を受けるのは初めてだということです。

捜索を受けたのは、岐阜市の業者「ファイブエス」で、岐阜県警察本部は18日、この業者の家電製品の保管場所などを検証しました。

警察の調べによりますと、この業者は去年11月以降、先月にかけて、一般家庭から市の許可を得ずにテレビや冷蔵庫など使用済みの家電製品を無料で回収し、屋外に野ざらしで積んでいたとして、廃棄物処理法違反の疑いが持たれています。

使用済みの家電製品を巡っては、一部に法律で定められたリサイクルに回されずに「無料回収」をうたう業者によって集められ、その後、スクラップにされ、海外に不正輸出されるケースが相次ぎ、問題となっています。

このため環境省が、去年3月、屋外に野ざらしで積み上げられている家電製品などについては、「廃棄物」とみなして取締りを強化するよう、全国の自治体に通知していました。

警察によりますと、こうした業者が強制捜査を受けるのは全国で初めてだということで、警察はこの業者の27歳の経営者らから事情を聴くなどして、回収の目的やいきさつなどについて調べることにしています。

7

## 今後の不用品回収業者対策について(参照条文)

(一般廃棄物処理業)

**第七条** 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。)を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

### 第五節 一般廃棄物の輸出

**第十条** 一般廃棄物を輸出しようとする者は、その一般廃棄物の輸出が次の各号に該当するものであることについて、環境大臣の確認を受けなければならない。

- 一 国内におけるその一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし、国内においては適正に処理されることが困難であると認められる一般廃棄物の輸出であること。
- 二 前号に規定する一般廃棄物以外の一般廃棄物にあつては、国内における一般廃棄物の適正な処理に支障を及ぼさないものとして環境省令で定める基準に適合する一般廃棄物の輸出であること。
- 三 その輸出に係る一般廃棄物が一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)を下回らない方法により処理されることが確実であると認められること。
- 四 (略)

8



## 廃棄物に該当するスクラップの例①

○環境省による港の立入検査

このようなスクラップの山を見た場合は  
環境省へお知らせください。



エアコンの室外機が混ざったスクラップ。  
(この写真は、山の全てがエアコンの室外機であり、最もひどい例である。)

9

## 廃棄物に該当するスクラップの例②

○環境省による港の立入検査

このようなスクラップ  
の山を見た場合は環  
境省へお知らせく  
ださい。



家電4品目(テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫)、その他の廃家電が混合したスクラップ

10

### 廃棄物に該当するスクラップの例③

○自治体によるヤードへの立入検査

このようなスクラップの山(ヤード)を見た場合は自治体へお知らせください。



家電4品目(TV・エアコン・冷蔵庫・洗濯機)由来の山

11

### 行政側の連携図



**自治体・税関・警察・環境省が、不適正輸出の防止に向けて連携を強化します。**